

新潟市民病院 病院感染対策指針（要約）

* 病院感染対策指針の全文は、病院ホームページに掲載されています。

第1条 病院感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策を全職員が把握し、実施でき、指針に則った安全な医療と適切な感染症治療が提供できるよう、本指針を作成し取り組みます。

第2条 院内感染対策委員会の設置及び運営・管理

院内感染対策委員会（以下、対策委員会）を設けて、病院感染対策や感染症治療について把握、審議を行います。委員はその職務に関して知り得た事項を許可なく、院外の第三者に公開しません。

第3条 感染制御室

院内に感染対策における連携、支援を執り行う専門部門として、医療管理部に感染制御室を置き、その任に当たります。感染制御室は、感染症発生の現状把握、分析や感染発生の防止について調査・検討の調整を行い、病院感染における問題点を提起し、解決への方策を提言します。

第4条 インфекションコントロールチーム（IGT）

各部門職員から選抜して IGT を組織し、感染防止対策を実施するために活動します。

第5条 抗菌薬適正使用支援チーム（Antimicrobial Stewardship Team：AST）

各部門職員から選抜して AST を組織し、抗菌薬が適正に使用されるように活動します。

第6条 各部署感染防止担当者（リンクスタッフ、リンクナース）の配備

診療現場での感染防止の問題の抽出や防止策を検討し遂行するため各部署に担当者を選任し、これに当たります。

第7条 職員研修

病院感染防止対策を職員に周知徹底を図ることを目的に、定期的に研修会を開催します。

第8条 病院感染発生の把握と対応

細菌培養報告や特定の抗菌薬使用状況及び医療関連サーベイランスなどから院内における感染症発生の把握、感染発生の察知に努めます。感染多発など問題が発生した場合には、速やかに外部機関などから適切な支援を受け、改善に努めます。

第9条 職員の責務

病院感染防止マニュアルを順守し感染防止に努めます。また抗菌薬使用指針に基づき抗菌薬の適正使用に努めます。職員は、感染管理の活動に積極的に参加、協力し、必要な研修に出席します。必要な届出を速やかに行います。

第10条 患者への情報提供と説明

本指針（全文）は、だれもが閲覧できるようにします。（病院ホームページ掲載）

疾病の説明とともに、感染防止の基本、感染症治療についても説明し、理解を得た上で協力を求めます。

第11条 職員の職業感染の防止

職員の針刺し事故対策、ウイルスの抗体検査、ワクチン接種、結核予防など職員の安全に留意します。

第12条 国内の感染管理事業へのデータの提供

厚労省や学会の感染管理データバンクなどに感染防止に関する必要な情報を積極的に提供します。

第13条 地域における感染対策、治療への協働、支援

関係機関と連携を密にします。また、地域の社会福祉施設に対しても、その求めに応じて積極的な指導、支援を行います。地域の感染防止活動及び抗菌薬適正使用を積極的に支援し、地域の病院感染対策の向上、抗菌薬適正使用の推進に寄与するよう努めます。

第14条 新興、再興感染症に対する診療

感染症指定医療機関として、必要な患者の受け入れを行えるための体制の維持に努め、新たな感染症の発生時には、行政の要請に従い収容に応じます。また、地域の医療機関が、必要な診療を行えるように、支援、協力を積極的に行います。